○法務省告示第五百五十七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［略］ 株式会社松清産業　宮城県仙台市宮城野区新田五丁目六番二　配管 十四号 株式会社天海　栃木県栃木市大平町西山田千十六番地一　鉄筋施工 研相創建　神奈川県南足柄市和田河原三百四十番地　型枠施工 七	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［同上］ ［項を加える。］ ［項を加える。］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

名称	所在地	実習内容
［略］		

名称	所在地	実習内容
［同上］		

○法務省告示第五百五十八号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月五日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［略］ 株式会社浪漫亭　茨城県つくば市境田百七十七番地六　水産練り製品製造、惣菜製造業 ［略］	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 イ　［略］ ロ　イ以外の実習実施機関 ［同上］ 株式会社浪漫亭　茨城県つくば市境田百七十七番地六　水産練り製品製造 ［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

名称	所在地	実習内容
［略］		

名称	所在地	実習内容
［同上］		